

～後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ～

令和3年度 保険料額決定通知書などを送付します

7月中旬に、令和3年度の決定通知書などを送付します。
保険料の納め方は、通知書の『**期別保険料額**』をご覧ください。

納期 (月)	保険料額		普通徴収の 納期限
	特別徴収額	普通徴収額	
4月			
5月			
6月	通知書に記載		
7月			
8月			
9月			

- **特別徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の年金から差し引かれます。**
- **普通徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の納期限までに納付書などで保険料を納めていただくようになります。ただし、口座振替申請をされている方は、納期限の日には通知書に記載している金融機関から振り替えさせていただきますので、手続は不要です。**

新しい被保険者証の送付について

現在お持ちの水色の被保険者証は、7月末で有効期限が切れます。8月以降に切り替わる被保険者証は役場から7月中旬に送付します。



- 新しい被保険者証は、簡易書留でお送りします。
8月以降は、新しい被保険者証をご使用ください。
- 新しい被保険者証は緑色で、有効期限は、令和4年7月31日です。
- 「一部負担金の割合」は、令和2年中の所得に基づいて判定しています。
- 被保険者証は折りたたみタイプです。半分に折ってご使用ください。
- 裏面に臓器提供の意思表示ができます。
- 被保険者証と保険料額決定通知書は、別々に送付します。

令和3年度 限度額適用・標準負担額減額認定証などの交付申請受付

外来や入院時に自己負担限度額を超える場合、以下の証を医療機関に提示することで、窓口で支払う医療費が限度額までに抑えられます。認定証の申請受付は役場で行っています。詳細は、下記の申請窓口にお問い合わせください。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、入院時の食事代も減額されます。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」

対象者 令和3年度住民税非課税世帯に属する方

※現在お持ちの方で、令和3年度も該当となる方には、7月中旬に新しい認定証を送付しますので、手続は不要です。

「限度額適用認定証」

対象者 住民税課税所得145～690万円未満の現役並み所得区分の世帯に属する方

※現在お持ちの方で、令和3年度も該当となる方には、7月中旬に新しい認定証を送付しますので、手続は不要です。

非自発的失業者の保険料の減免について

非自発的に失業した方は、申請により保険料が減免される場合がありますので、広域連合または役場の窓口までお問い合わせください。

申請窓口 福祉保険課 保険年金班 ☎(72)1115
お問い合わせ 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097(534)1771(代表)